

指定、登録、記録選択の制度について

平成 22 年 4 月 1 日現在

	類型	指定	指定	登録	記録選択
有形	有形文化財(建造物)	国宝(215)	重要文化財(建造物) (2,359)	登録有形文化財(建造物) (7,856)	—
	有形文化財(美術工芸品)	国宝(864)	重要文化財(美術工芸品) (10,350)	登録有形文化財(美術工芸品) (10)	—
	有形の民俗文化財	—	重要有形民俗文化財 (210)	登録有形民俗文化財 (16)	—
	記念物	特別史跡(60)	史跡(1,635)	登録記念物(51)	—
特別名勝(29)		名勝(319)			
特別天然記念物 (72)		天然記念物(939)			
無形	無形文化財	—	重要無形文化財(107)	—	記録作成等の措置を講ずべき無形文化財(90)
	無形の民俗文化財	—	重要無形民俗文化財 (266)	—	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財(590)

(参考：無形文化財、無形民俗文化財に関する制度の経緯について)

○昭和 25 年以前

- ・無形文化財に対する保護制度は無かった。

○昭和 25 年 文化財保護法制定

- ・無形文化財のうち特に価値の高いもので、国が保護しなければ衰亡するおそれのあるものについて、補助金等の交付など適当な助成措置を講じなければならない、とされていた。

○昭和 29 年改正

- ・単に衰亡のおそれのある伝統的な「わざ」に限らず、価値の高い伝統的な「わざ」を広く保護するため、無形文化財に指定制度が導入された。
- ・また、無形文化財については、重要無形文化財としてそのままの形で存続させるものの他に、記録と公開だけを行う必要があるものがあることから、必要に応じて記録の作成保存の措置を講ずる、記録選択制度が導入された。

○平成 8 年改正

- ・指定による保護制度を補完する制度として届出制と指導、助言、勧告を内容とする、緩やかな保護制度として、建造物のうち国等が指定した文化財以外のもので保存及び活用の措置が特に必要とされるものについて、登録制度が導入された。

○平成 16 年改正

- ・登録制度について、記念物、重要文化財（美術工芸品）、有形民俗文化財にも対象が拡大された。

文化的な資産を選定する等して活用している事例

	名称	主体	対象	選定方法
文化庁	1 歴史の道百選	文化庁	主に明治時代まで活用された街道・運河【78カ所(平成8年)】 (例) 陸奥上街道(宮城県)、中山道一碓氷峠越(群馬県一長野県)、熊野参詣道(三重県一和歌山県)、豊後街道一小倉路(熊本県) など	選定委員会での検討を踏まえ、文化庁が選定
	2 わたしの旅100選	文化庁	「旅」を通じて日本の歴史と文化をたずねる「わたしの旅」プラン【105プラン(平成17年)】 (例) ・“Japan”を訪ねる旅 ・世界遺産「熊野古道」を海、山、川で体感する ・万葉の旅 ・二〇世紀初頭、外国人建築家が見た日本をめぐる旅 など	文化庁長官を委員長とする選考委員会を選定
他省庁	3 伝統工芸品	経済産業省	主として日常生活の用に供され、伝統的に使用されてきた原材料を用い、手工業的な伝統的技術・技法によって、一定の地域で製造される工芸品【210品目(平成20年)】 (例) 美濃焼、輪島塗、宮島細工、京仏壇、越前和紙、播州そろばん、宮城伝統こけし、結城紬 など	伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づき、産業構造審議会の意見を聴いた上で、経済産業大臣が指定
	4 近代化産業遺産	経済産業省	幕末から戦前において、産業の発展過程においてイノベティブな役割を果たした産業遺産で、建造物や画期的な製造品及び当該製造品の製造に用いられた設備機器、これらの物語る文書(復元物、模型も含む)など産業近代化に関係する多様な物件【1,115件(平成20年)】 (例) ・八幡製鉄所関連遺産(東田第1高炉跡、旧鍛冶工場及び所蔵資料等) ・富士屋ホテルと箱根観光関連遺産(箱根登山鉄道等) ・横浜市の新港ふ頭の遺産(赤レンガ倉庫、新港橋梁など) など	産業遺産活用委員会による審議を経て、経済産業大臣が認定
	5 水の郷百選	国土交通省(旧国土庁)	地域固有の水をめぐる歴史・文化や優れた水環境の保持・保全に努め、水と人との密接なつながりを形成し、水を活かしたまちづくりに優れた成果を上げている地域【107地域(平成8年)】 (例) 青森県十和田湖市、富山県黒部市、奈良県天川村 など	「水の郷」審査委員会による審査・選定を経て、国土交通省土地・水資源局水資源部(旧国土庁水資源部)が認定
	6 日本の棚田100選	農林水産省	営農の取り組みが健全で、維持管理が適切に行われており、オーナー制度や特別栽培米の導入など地域活性化に熱心に取り組んでいる棚田【134地区(平成11年)】 (例) 久留女木の棚田(静岡県)、白米の千枚田(石川県)、深野のだんだん田(三重県)、寒川地区棚田(熊本県) など	「日本の棚田百選」選定委員会により選定し、農林水産大臣が認定
民間団体	7 日本の地質100選	日本の地質百選選定委員会(※1)	地域固有の自然遺産である地質現象がよくわかる地域【83箇所(平成19年)】 (例) 有珠山・昭和新山(北海道)、鳥取砂丘(鳥取県)、秋吉台・秋吉洞(山口県) など	地質百選選定委員会が選定
	8 日本100名城	(財)日本城郭協会	優れた文化財・史跡であり、著名な歴史の舞台として時代・地域の代表である城郭【100城(平成18年)】 (例) 姫路城、彦根城、松本城、環濠集落吉野ヶ里、首里城、五稜郭 など	城郭愛好家からの推薦、専門家による選定会議を経て、日本城郭協会が選定
	9 新日本名木100選	読売新聞社	地域住民と共に生きてきた巨木、老木【100本(平成元年)】 (例) 臥竜のマツ(山形県)、山高神代サクラ(山梨県)、縄文スギ(鹿児島県) など	国際花と緑の博覧会協会と読売新聞社が選定
ユネスコ	10 メモリー・オブ・ザ・ワールド(MOW)	ユネスコ	直筆の文書、書籍、ポスター、絵、地図、音楽、写真、映画、ウェブサイトの文書など【193件(平成21年)】 (例) 人権宣言(フランス)、ゲーテの直筆文学作品、日記、手紙等(ドイツ)、古代の医療に関する文書(インド) など	IAC会議における決定を経て、ユネスコ事務局長が承認
	11 世界ジオパーク(日本ジオパーク)	世界ジオパークネットワーク(※2)(日本ジオパーク委員会)	地質遺産と呼ばれる、地質学的に重要な地層や岩石の露頭(地層や岩石が直接見られる場所)を含む一種の自然公園。【64箇所(平成21年)】 (例) 洞爺湖有珠山、糸魚川、島原半島 など	世界ジオパークネットワークが審査し、加盟を認定(日本ジオパーク委員会が審査し、加盟を認定)

※1:「特定非営利活動法人地質情報整備・活用機構」と「社団法人全国地質調査業協会連合会」が共同で発案し、諸団体の協力のもと設立。

※2:ユネスコの支援により2004年設立